

別表1-1 保健所による監視指導（一般監視）

区分	監視指導 予定回数	対 象 = 全ての食品営業施設
A	2回/年	過去1年間に食中毒等を起こし、行政処分を受けた施設（重要管理施設を除く。）
B	1回/年	飲食店営業（従事者が3人以下の飲食店、スナック等簡易な調理行為のみを行う営業、露店による営業、自動車による営業、自動販売機による営業を除くが、生食用食肉取扱い施設は含む。）、菓子製造業（露店による営業、自動車による営業を除く。）、あん類製造業、アイスクリーム類製造業（ソフトアイスクリーム類のみの製造業を除く。）、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、食肉処理業、食肉販売業（自動車による営業を除く。）、食肉製品製造業、魚介類販売業（自動車による営業を除く。）、魚介類せり売営業、魚肉ねり製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業（保管業を除く。）、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、氷雪製造業（自動販売機による営業を除く。）、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、添加物製造業、浅漬製造業、カット野菜・カット果物製造業
C	1回/ 2年	飲食店営業（従事者が3人以下の飲食店、スナック等簡易な調理行為のみを行う営業、露店による営業、自動車による営業、自動販売機による営業に限るが、生食用食肉取扱い施設は除く。）、喫茶店営業、菓子製造業（露店による営業、自動車による営業に限る。）、アイスクリーム類製造業（ソフトアイスクリーム類のみの製造業に限る。）、乳類販売業、食肉販売業（自動車による営業に限る。）、魚介類販売業（自動車による営業に限る。）、食品の冷凍又は冷蔵業（保管業に限る。）、氷雪製造業（自動販売機による営業に限る。）、氷雪販売業、営業許可を要しない施設
対 象 施 設 数		117,899 施設
年 間 監 視 指 導 予 定 回 数		70,122 回

別表1-2 保健所による監視指導（広域監視）

区分	監視指導 予定回数	対 象 = 重要管理施設
S	3回/年	重要管理施設のうち、過去1年間に食品事故等を起こし、行政処分を受けた施設、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業
A	2回/年	飲食店営業（仕出し屋、弁当屋、給食、旅館のうち大規模調理施設に限る。）、食肉製品製造業、清涼飲料水製造業、乳酸菌飲料製造業、魚肉ねり製品製造業、集団給食施設（大規模調理施設に限る。）
B	1回/年	飲食店営業（仕出し屋、弁当屋、給食、旅館（農林漁業体験民宿業を除く。）のうち大規模調理施設を除く。）、菓子製造業（生菓子の製造業に限る。）、あん類製造業、アイスクリーム類製造業（ソフトアイスクリーム類の製造業を除く。）、食肉処理業、食品の冷凍又は冷蔵業（保管業を除く。）、豆腐製造業、そうざい製造業（サラダ等非加熱製品を製造する施設）、添加物製造業、集団給食施設（大規模調理施設を除く。）、浅漬製造業（1日の最大製造量が概ね100kg以上の施設）、カット野菜・カット果物製造業（1日の最大製造量が概ね100kg以上の施設）
C	1回/ 2年	菓子製造業（生菓子の製造業を除く。）、食品の冷凍又は冷蔵業（保管業に限る。）、氷雪製造業、食用油脂製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、納豆製造業、めん類製造業、そうざい製造業（加熱処理した製品を製造する施設）、缶詰又は瓶詰食品製造業
対 象 施 設 数		15,209 施設
年 間 監 視 指 導 予 定 回 数		10,500 回

別表 1 - 3 食品衛生検査所による監視指導

対 象	名古屋市中央卸売市場北部市場内の食品営業施設
対 象 施 設 数	374 施設
年 間 監 視 指 導 予 定 回 数	11,360 回

別表 1 - 4 と畜場に対する監視指導

対 象	と畜場
対 象 施 設 数	1 施設
年 間 監 視 指 導 予 定 回 数	12 回

別表 1 - 5 食鳥処理場に対する監視指導

対 象	食鳥処理場	
対 象 施 設 数	22 施設	
監 視 指 導 予 定 回 数	食鳥の生体を取扱う施設	6 回／年
	食鳥の生体を取扱わない施設	2 回／年
年 間 監 視 指 導 予 定 回 数	88 回	